

2016（平成 28）年 11 月 18 日

文部科学大臣 松野 博一 様

「全国学校事故・事件を語る会」

代表世話人 内海 千春

代表世話人 宮脇 勝哉

学校事故対応に関する要望書

昨年度末に通知された「学校事故対応に関する指針」（2016（平成 28）年 3 月 31 日、27 文科初第 1785 号）は、今後の学校事故対応の基本となるものと思われまます。「全国学校事故・事件を語る会」（以下本会）は、これまでも貴職に対して学校事故・事件への対応に関する要望を行ってきました。本会のこれまでの要望は、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方」（2011（平成 23）年 6 月）、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（2014（平成 26）年 7 月）などに反映されてきました。本指針についても、実効性ある指針としてはさらに改善すべき事項が見いだされ、また、特に子どもの自殺が起きた時の対応についての具体的指針も求められることから、下記の事項（詳細は別紙参照）を要望いたします。

【要望事項】

1. 「学校事故対応に関する指針」について、次の 3 点をふまえて改訂するよう要望します。
 - (ア) 「事実を明らかにすること」「明らかになった事実誠実に対応すること」が学校事故対応の基本理念であることを「指針」の総則的な位置づけとして明示すること
 - (イ) 被害児童生徒やその保護者等の権利保障の観点から、事故の内容に関する保護者の知る権利、児童生徒の被害回復に関する権利、教育を受ける権利などの諸権利を保障するための支援のあり方を具体的に明示すること
 - (ウ) 事後対応の改善に向けた条件整備の重要な制度としてコーディネーターを位置づけるとともに、それを踏まえて、コーディネーターの選任基準、権限、役割、活動内容等に関する指針（現場対応の指針）を規定すること
2. 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に示された取組の考え方と整合性がある新しい「子どもの自殺が起きた時の事故対応の指針」を作成するとともに、背景調査における事実調査の手法、事実評価の方法等について具体的指針を示すことを要望します。

以上

<本件問い合わせ先>

内海千春 (FAX 0791-66-1108 e-mail HQC00120@nifty.com)

宮脇勝哉 (FAX 0797-57-9640 e-mail miyawaki-katuya@mtc.biglobe.ne.jp)

《別紙》

「学校事故対応に関する要望書」の提出にあたって

本会は、2015（平成 27）年 9 月 19 日付で文部科学省に提出した要望書「学校事故・事件の事後対応の在り方について（要望）」の中で、適切な事後対応のための指針の重要性について述べた。そこでは、事実解明を基盤に据え、再発防止に向けた取り組みの姿勢と具体的方策を明示すると同時に、被害児童生徒やその保護者の支援と諸権利の保障、関係児童生徒に対する支援及びケアと教育を受ける権利の保障、関係現場教職員に対する支援についての具体的方策を明示することの重要性を指摘した。それによって初めて、学校教育に対する社会的信頼の回復を図るための総合的な事後対応の指針となるものであること、また合わせて、事故発生後の現場対応の個別的特性や前記の多様なニーズを踏まえて現場対応を指導・調整するコーディネーターの必要性について指摘した。

2015（平成 27）年 11 月 10 日の「学校事故対応に関する調査研究有識者会議」のヒアリングにおいても、現場対応を指導し、関係者の意向やなすべきことを調整するコーディネーターの必要性とともに、事後対応の指針に盛り込むべき基本理念として下記の 3 点の明記を要望した。

- (1) 事実を明らかにすること
- (2) 明らかになった事実に誠実に対応すること
- (3) 被害児童生徒やその保護者を支援し、その諸権利を保障すること

以下、2016（平成 28）年 3 月に出された「学校事故対応に関する指針」（以下、本指針）について、本会の要望書「学校事故・事件の事後対応の在り方について（要望）」の内容及び 2015（平成 27）年 11 月 10 日の「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議のヒアリングにおける主張に沿って、本要望書の趣旨を説明する。

1. 今回の要望書では、まず「学校事故対応に関する指針」について次の 3 点を要望する。

- (ア) 「事実を明らかにすること」「明らかになった事実に誠実に対応すること」が学校事故対応の基本理念であることを「指針」の総則的な位置づけとして明示すること
- (イ) 被害児童生徒やその保護者等の権利保障の観点から、事故の内容に関する保護者の知る権利、児童生徒の被害回復に関する権利、教育を受ける権利などの諸権利を保障するための支援のあり方を具体的に明示すること
- (ウ) 事後対応の改善に向けた条件整備の重要な制度としてコーディネーターを位置づけるとともに、それを踏まえて、コーディネーターの選任基準、権限、役割、活動内容等に関する指針（現場対応の指針）を制定すること

1.(ア)「事実を明らかにすること」及び「明らかになった事実

を学校事故対応の基本理念として明示すること

1. (ア).1 本指針は、学校事故に対する事前の取組、発生後の取組、調査の実施、再発防止の策定・実施、被害児童生徒等の保護者への支援等に関して、具体的な留意点を示しているが、事故対応全体に共通する基本理念が明示されていない。
 1. (ア). 2 学校事故が起こると、救急措置はもとより、被害児童生徒やその保護者の支援と権利保障、関係児童生徒に対する支援と教育的措置（場合により、加害児童生徒への措置を含む）、関係教職員に対する支援、社会的信頼の確保等のさまざまな現場対応、さらに具体的で実効性のある再発防止策の構築と実施等、さまざまな課題が発生する。
 1. (ア). 3 それらの課題に適切に対応していくためには、「事実を明らかにすること」「明らかになった事実
- に誠実に対応する」ことが必須の条件である。このことについては、本会の要望書「学校事故・事件の事後対応の在り方について（要望）」の中で、すでに述べてきた。
1. (ア). 4 本会の要望書「学校事故・事件の事後対応の在り方について（要望）」に付して提出した学校事故・事件の事後対応に関する実態調査が示す通り、過去に発生した多くの学校事故・事件では、学校側と被害児童生徒やその保護者が深刻な対立関係に陥っている実態があることを直視すべきである。その主な原因は、事後対応に関して、被害児童生徒やその保護者が優先しようとする事柄と、学校側が優先しようとする事柄が異なっているためである。具体的に言うと、被害児童生徒やその保護者は、何が原因でどのようなプロセスを経て事件に到ったのかその事実をまず明らかにしようとするのに対し、学校側は早期に事態を鎮静化し、背景に重大な問題があったとしてもその問題解決に取り組むことなく学校を再開する（場合によっては自らの責任を回避する）ことを優先して対応してきたためである。
 1. (ア). 5 学校側が優先する事態の鎮静化（場合によっては自らの責任を回避すること）のためには事実を明らかにする必要はない。むしろ、事実を明らかにすることによって、学校の組織体制や運営のあり方、教育内容や教員の資質など、学校が抱えている課題が見えてくるため、学校側はこれまで事実を明らかにすることを拒む傾向が強かった。その結果、被害児童生徒やその保護者から見れば、事故に対する学校側の対応は不誠実なものに思われ、両者間に深刻な対立を生んできたと言わざるを得ない。
 1. (ア). 6 本指針の P34《遺族等への関わり（ヒアリングより）》の中に次のような記述がある。
 - ・ 校長が、「学校は預かったお子さんは絶対に、預かった時のままで返さなければならない」という強い信念を持っていたため、事故が起きた時も、「何も隠さない」「とにかく誠実に対応するしかない」という毅然とした保護者対応を、事故当初から行った。（校長）

- ・ 事故が起こった場合、その事故をなかったことにできれば一番良いが、それができない以上、「何が起こったのか」という経緯を保護者に正確に伝えることが、せめて学校にできることだという信念の基、決して学校側の都合で事実を捻じ曲げたりせず、正直にありのままを伝えた。(学校)

私たちが把握する多くのケースでは、重大な事故が発生した時、学校は被害児童生徒やその保護者に対して、事実を明らかにすることを拒む傾向が強い。しかし、これらの記述は、教育の現場において「事実を明らかにすること」「明らかになった事実誠実に誠実に対応すること」こそが重要であり、事故対応の基本理念に位置づけなければならないことを示唆している。また同時に、教育の現場においてこのような姿勢が基本理念として認識されていない現実を奇しくも示している。

1. (ア). 7 また、本指針の P25「おわりに」という項目に「万一事故が発生してしまった場合には、学校や学校の設置者は、事実をしっかり向き合い、事実を明らかにするという姿勢が重要です。」という記述があるが、これは事故が発生した際の学校や設置者の心得を示しているが、残念ながら文字通り「おわりに」このように述べているだけであって、「事実を明らかにすること」「事実をしっかり向き合うこと」が事後対応の基本理念として位置づけられたと解釈することはできない。
1. (ア). 8 結局、本指針は、学校事故に対する事前の取組、発生後の取組、調査の実施、再発防止策の策定・実施、被害児童生徒等や保護者への支援等に関して、具体的な留意点を示しているが、事故対応全体に共通する基本理念が明示されていないため、関係者の利害が対立した場合、それを調整していく方向性が定まらず、従来の学校と当事者との対立構造を解消することに繋がらないのではないかと強い懸念を抱くものである。
1. (ア). 9 関係者の利害が対立した場合に「中立の立場で現場対応を支援するコーディネーター」の導入やその役割の重要性が提起されたことは、本会も要望したことであり評価できる。ただし、立場が異なる（優先すべき内容が異なる）二者間の調整を行うためには、立場が異なろうとも双方が合意できる（せざるを得ない）「事実を明らかにすること」、そして「明らかになった事実誠実に誠実に対応すること」を事後対応の基本理念に掲げて調整していくより方法はない。しかしながら、本指針には事後対応の基本理念が明示されていないため、たとえコーディネーターを導入しても、形式的な調整に終始することになってしまい、双方が納得できる合意に至ることができず、むしろこじれてしまうおそれがあり、さらに、コーディネーターが新たな鎮静化のシステムとして機能する危険性もある。
1. (ア). 10 学校事故の背景だけでなく事後対応にも多くの課題があり、それらは互いに密接に関係し、利害が対立することも多い。また、今の学校や教育行政にとって「事実を明らかにすること」「明らかになった事実誠実に誠実に対応すること」という基本理念に沿って現場対応を行うことは困難を伴うであろう（本会の 2015 年 9 月 19 日付要望書参照）。しかし、それを理由に学校がこれまで通り事態の鎮静化を優先する対応に終始したのでは、事態の改善は望めないし、被害者が被った多様な被害を回復することはできず、さらにその被害を深めることになる。この事後対応の基本理念を明示するこ

とによって初めて、さまざまな事後対応の課題に対する取り組みに整合性をつけることができ、今後望ましい事後対応の方法を作り上げていく展望が開けるのである。

1. (イ) 被害児童生徒やその保護者等への支援のあり方を具体的に明示し、以下の諸権利を保障すること

- ①事故の事実内容に関する保護者の知る権利
- ②児童生徒の被害回復に関する権利
- ③教育を受ける権利など

1. (イ). ①. 1 被害児童生徒やその保護者等への支援において保障されるべき最重要の権利は、被害児童生徒やその保護者等の「事実を知る権利」である。

1. (イ). ①. 2 本指針では、調査の目的を「今後の事故防止に生かすため」、「被害児童生徒の保護者や児童生徒及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望にこたえるため」としている。しかし、被害児童生徒やその保護者等が抱く「事実に向き合いたいなどの希望」は、本指針で並列されている他の児童生徒及びその保護者の希望とは次元の異なるものである。

1. (イ). ①. 3 子どもを亡くした保護者、重大な後遺症を負った子どもやその保護者の苦悩は、言葉では表し尽くせない。重大な後遺症を負った子どもは、将来の夢を断念せざるを得なくなる。その苦悩は本人だけでなく保護者も同じである。事故によって命を奪われた子どもはもちろんだが、子どもを失うことは親にとって、子どもとともに生きる人生を失うことであり、親自身の未来を失うことに等しい。その苦悩は事故後、終生続くのである。

1. (イ). ①. 4 被害児童生徒やその保護者が、事故による被害を抱えながらも、苦悩との向き合い方を模索し、将来に対する展望を見出していく（再生への道を歩み出す）ためには、発生した事故に関する「事実を知る」ことが必要不可欠である。被害児童生徒や保護者とりわけ死亡事故等わが子が重大な被害を被った保護者は、事故に関する内容ならどんな些細なものであれ、知りたいと強く願う。保護者が知りたいのは断片的な事実ではなく、あたかも事故の現場をビデオテープで再生したかのような総合的な一連の事実なのである。それによって、親は子どもとともに共有できなかった子ども自身の苦痛を共有することができ、親としての責任を果たしたと感じ、自責の念から解放される道の第一歩を踏み出すことができるのである。被害児童生徒やその保護者にとって、事実に向かい合うことは、事故によって発生した心的被害の源あるいは苦痛に喘ぐわが子に向き合うことなのである。こうした苛烈な経験を通して始めて、自分を取り戻すきっかけをつかみ、歩みを進める基盤ができるのである。

1. (イ). ①. 5 被害児童生徒及び保護者等にとって、心に大きな傷を負いながらも将来に向かって生

きるためには、徹底的に「事実を知る」ということが不可欠なのである。本指針の P.9 には、事故発生直後の取組として、「事故発生時に優先すべきことは、事故にあった児童生徒等の生命と健康である」という考えが示されているが、被害児童生徒やその保護者等が事故・事件発生後も心の健康を維持しつつ人間として生きていくためには、可能な限りすべての「事実を知る」こと、そして、たとえ辛くても、適切なケアのもとでその「事実に向き合う」ことが不可欠であり、そのための制度や支援体制が確保されなければならない。それは、「今後の事故防止に生かすため」とか、「児童生徒及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望にこたえるため」などという表面的な言葉では表すことのできない、被害当事者の人間としての存在価値に関わる権利であると言わなければならない。

1. (イ). ①. 6 被害児童生徒やその保護者等にとって、「事実を知る」ということは、単に情報を得るということだけではなく、当事者として「事実に向きあう」ことを意味している。それは、得られた情報・資料を通して、わが子に対する自らの言動やそれまでの関わりへの反省等をも含めてその事実を受けとめ、検討しながら、事故に到る事実の経過を再構成していく作業である。

1. (イ). ①. 7 「事実に向きあう」ことを通して、そこに被害児童生徒やその保護者等の支援と諸権利の保障、関係児童生徒に対する支援及びケアと教育を受ける権利の保障、関係現場教職員に対する支援、社会的信頼の確保等の新しい現場対応の課題が見えてくる。その現場対応の課題に適切に対応するためには、少なくとも関係者間（たとえば、学校と被害児童生徒及びその保護者等の間）で、明らかになった事実に関して、互いにそれを事実として承認する一定の合意形成が必要である。

1. (イ). ①. 8 本指針は、3-2-(5)「基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり」において、「学校及び学校の設置者は、(中略)基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒の保護者に説明する。」と示している。また、3-4「詳細調査の実施」においても、調査の実施主体として「学校、学校の設置者又は都道府県担当課」を第一義的に想定している。さらに、3-4-(3)では、調査委員会が、調査の実施主体との間で共通理解を図り、被害児童生徒等の保護者への説明時期等を検討するとしている。これによれば、学校や設置者は、さまざまな情報から被害児童生徒の保護者に伝える情報を選別することができ、報告書の記載内容に意向を反映させることが可能になる。これまでの学校事故・事件には、被害児童生徒やその保護者等が学校や教育委員会主体の調査結果を知らされない事例（いわゆる隠蔽問題もこれに含まれる）、調査委員会の報告に納得できない事例も数多く、そのことが学校や設置者、調査委員会に対して不信を持つ原因となり、その後、円滑な事後対応を行うための大きな障害になっている。

1. (イ). ①. 9 学校事故対応においては、被害児童生徒や保護者等にとって「事実を知ること」、「事実に向きあうこと」の意味を十分に酌み取ることが支援の基本であるといえる。事後対応において、被害児童生徒やその保護者の事実を知る権利を保障するためには、被害児童生徒やその保護者等が事実解明のプロセスに（必要な場合は適切な精神的ケアを受けつつ）参加できること、「発生した事故に関して学校や設置者が知りえた全ての情報は、被害児童生徒や保護者は知ることができる」ということを原則として、支援のあり方・内容をより丁寧に検討すべきである。

1. (イ). ②. 1 被害児童生徒やその保護者にとって、つぶさに「事実を知ること」、「事実に向き合うこと」は、心のケアのための必須要件である。被害児童生徒やその保護者の心のケアのためには、何よりもまず「事実を知る権利」が保障されなければならない。
1. (イ). ②. 2 学校事故において、後遺症が残るような重大な事故にあった児童生徒は、これまで望んでいた将来への夢を断念し、新たな道を探さねばならぬ状況に追い込まれる。成長発達過程にある児童生徒が自身の力で如何ともしがたい悲嘆と絶望の中に放り込まれるのである。また、加害者がいる場合には、加害者に対する怒り等もあるであろう。このような状況を曲がりなりにも受け入れられるようになるためには長い月日を要する。
1. (イ). ②. 3 被害児童生徒の保護者等についても同じことが言える。親にとって、わが子が苦しむことは自分が苦しむこと以上に辛いことである。また、後遺症が残るような重大な事故の場合、子どもの将来に対する不安等も大きい。
1. (イ). ②. 4 本指針では、被害児童生徒等への心のケアとして、ストレス反応や ASD、PTSD 等医療的視点から見たケアが示されている。しかし、最も重要な被害児童生徒等への心のケアは、被害児童生徒の「事実を知る権利」を保障し、自分に起こった事故との向き合い方を模索する過程を継続的に支援していくことである。本指針で示された医療的視点から見たケアのみでは十分ではない。心のケアのためには、心理的、福祉的、教育的、法律的といった多様な観点からの支援が必要であり、そのためには多様な専門家によって構成された総合的な支援チームの設置等の方策が検討されるべきである。
1. (イ). ②. 5 被害児童生徒の保護者への関わりも同様である。被害児童生徒の心の葛藤を支援すると同様に、被害児童生徒の保護者がわが子に起こった事故との向き合い方を模索する過程を、学校や設置者はどのように支援するかが問われる。学校や設置者が、事実を前にうろたえ、誰かの指示を待ち続け、あるいは被害児童生徒や保護者に対して思いつきの場当たりの対応をし、さらに、知り得た事実を伝えず、はては隠蔽まですることにならないような毅然とした姿勢が求められる。その意味では、本指針が例示する、被害児童生徒が死亡した場合の保護者への関わり（葬儀・通夜への対応、卒業式への参加の取組等）をもって被害児童生徒の保護者への支援と呼ぶには、基本的な対応の姿勢を示すべき指針としてあまりにもお粗末といえる。
1. (イ). ②. 6 被害児童生徒やその保護者等への心のケアにおいては、支援を行う学校や設置者の事実と向き合う姿勢そのものが問われることになるが、同様の課題が事実調査での児童生徒や関係者からの聴き取りにおける調査者（聴き取り手）の姿勢にもみられる。
1. (イ). ②. 7 事実調査において児童生徒や関係者から聴き取りを行うことは、単に事実を明らかに

するだけでなく、学校事故の事実直面したことのショック、関係者として事実関係のいくばくかを「知っている」こと、あるいは事故に到る経過における自身の関わりの「事実」を胸に秘めたままにしていることの苦しみや後ろめたさなどに、関係児童生徒が「向き合う」ことを余儀なくさせることでもある。したがって、調査者（聴き取り手）には、児童生徒や関係者の心のケアを担っているとの認識が必要であり、事実を解明しようとするその姿勢が児童生徒や関係者にすりこまれることにもなるため、事実誠実に向き合う必要がある。本指針の P.14 には「事故に関係する教職員や事故現場に居合わせた児童生徒等への対応では『心のケア』と『事実関係の確認』の両立を図ることに努める」ことが示されているが、こうした事実の聴き取りには、特別な技能や経験が必要であり、教職員がその役割を担うとすれば、専門的な研修の体制を整備しておくべきである。

1. (イ). ③. 1 被害児童生徒やその保護者等が、再生への道を歩み出すためには、「事実を知り」、「事実に向き合う」ことを通じた心のケアを充実させていくだけでなく、生活支援や正当な被害補償、また被害児童生徒やその兄弟姉妹が安心して教育を受けられるような環境整備が不可欠であることから、そのための具体的な取組の指針が必要である。
1. (イ). ③. 2 いじめ事件などの場合は、加害児童生徒への対応についても基本的な指針を示す必要がある。近年、いわゆるゼロトレランスの理念による対応が、発祥地のアメリカではすでに破綻した対応であるにもかかわらず、日本においてはむしろ拡大している。加害児童生徒に対しては、排除や厳罰的対応ではなく、学校教育の責任の下で、加害児童生徒が抱えている課題の解決を含めて、加害者として当該学校事故に真剣に向き合い、事案によっては生涯その行為の重みを背負って生きていくことを支援するための指針が必要である。また事故後の学校や学級では、被害・加害の児童生徒がいなくなる場合、あるいは復帰して再出発することになる場合があることから、その状況変化を学校や学級としてどう受けとめていくのかについても、基本的な指針が必要である。
1. (イ). ③. 3 体罰事件などの場合、体罰が学校教育法第 11 条に違反する違法行為であることは言うまでもないが、体罰を行った教員に対する処分が一般の暴行・傷害事件等に比べて極めて軽いが、体罰を根絶できない要因のひとつとなっている。特に公立学校における体罰事件については、国家賠償法により加害教員の個人責任が免責されることも、その要因のひとつである。また、有形力を伴わなくても不適切な「指導」により児童生徒の自死を招いている事例も多い。事故対応においては、被害児童生徒やその保護者の心情をふまえ、体罰等の違法及び不適切な「指導」を行った加害教員に対する処分もしくは処遇のあり方についても指針を示すべきである。
1. (イ). ③. 4 学校事故の被害児童生徒やその保護者が適切な補償を受けることは、本指針の 5-(3)「災害共済給付」で述べているように、日本スポーツ振興センター法の災害共済給付制度に基づく正当な権利である。しかし、重い後遺症がのこる事故の場合、被害児童生徒がその後の生活を賸っていくためには、日本スポーツ振興センターからの給付金だけでは到底足りない。こうした被害児童生徒やその保護者が適切な補償を受けることのできる制度の不備が、被害者等に対してさらに苦痛を重ね

させることになっている。学校は、災害共済給付制度の課題も理解した上で、被害児童生徒やその保護者等の立場に立ち、「事実を知る権利」の保障を大前提として誠実に申請手続の支援に当たる必要がある。

1. (イ). ③. 5 本指針は、事故対応を被害児童生徒やその保護者が詳細調査の報告を受けるところまでを射程としている。しかし、子どもを失った保護者や、重大な障害を負った子どもや保護者は、報告を受けた後も、終生その事実と向き合い続けなければならない。したがって、望ましい事後対応の指針には、子どもを失った保護者や、重大な障害を負った子どもや保護者については、生涯にわたる支援を射程に入れた方策が盛り込まれるべきである。また、設置者（または国）は、学校事故が公教育制度の下で生じていることに鑑み、子どもを失った保護者や重大な障害を負った子どもや保護者が本来享受すべき幸福追求の権利の回復を課題として、こうした被害者を支援し続ける具体的な仕組みを作るべきである。
1. (イ). ③. 6 学校事故に関する現場対応の課題の多くは、詳細調査の報告が公表された後、初めて見えてくる。本指針の射程を報告書公表までとしていることは、「詳細調査の報告が公表されてしまえば、その後の現場対応の課題に対応しなくてもよい」というお墨付きを学校側に与えることにもなる。調査報告書公表後に見えてくる課題を含めた事後対応の重要性については、本会の要望書「学校事故・事件の事後対応の在り方について（要望）」の中で述べた通りである。本指針の射程を現実的に求められる現場対応の課題に即したものにすることを強く要望する。

1. (ウ) 事後対応の改善に向けた条件整備の重要な制度としてコーディネーターを位置づけるとともに、それを踏まえて、コーディネーターの選任基準、権限、役割、活動内容等に関する指針（現場対応の指針）を規定すること

1. (ウ). 1 本会は、事後発生後の現場対応を指導するコーディネーターの必要性について、これまでも要望してきた。本指針において、「被害児童生徒の保護者と学校、双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーターを派遣することも考えられる」として、コーディネーターが位置づけられたことは評価する。
1. (ウ). 2 一方、学校側における事故対応の窓口を一本化し、また事故に対して直接的には責任を負わないコーディネーター（行政の職員）を派遣することは、学校の責任者（校長）や学校（事故に責任を負うもの）が被害児童生徒の保護者と向き合うことを回避するしくみとなりかねない。
1. (ウ). 3 具体的には、重大な事故が発生した場合、初期対応が終了した段階（おおむね一週間程度たった時期）で、調査委員会が立ち上がり、同時にコーディネーターが導入されれば、学校は事故や被害児童生徒の保護者と直接向き合う必要がなくなる。医療事故や航空事故などと同様、学校事故に

においては、学校を代表する責任者が被害児童生徒やその保護者に対して誠実に対応することは当然の責務であるが、本指針に基づいてコーディネーターを導入することにより、その責務を果たす努力を免責されるのではないかと強く危惧される。

1. (ウ). 4 さらに、コーディネーターが「中立的な視点」、「公平な態度で双方の支援を行う」ことにより、学校や教育行政という公的組織に対して一個人にすぎない被害児童生徒やその保護者は、むしろ公然と弱い立場に立たされ、心理的、社会的、経済的被害を重ねる恐れがある。逆に言えば、結果的に、従来通り早期に事態を鎮静化し学校を再開する（場合によっては自らの責任の回避する）ことを優先する学校側の意向に沿った対応になるのではないかと強く危惧される。

1. (ウ). 5 コーディネーターの導入に当たっては、被害児童生徒やその保護者は個人として事故に対応しなければならないことに対して、学校は組織として対応できること、学校は事故に関する情報を知り得る立場にあるが、被害児童生徒やその保護者は学校を通してしか情報を知ることができないこと、学校は外部に対して情報を発信する手段を持つが、被害児童生徒やその保護者は持たないことなど、どれをとっても、被害児童生徒やその保護者は学校に対して弱い立場にあることを十分に考慮して、その選任基準、権限、役割、活動内容等を検討する必要がある、またその指針（現場対応の指針）を制定する必要がある。

1. (ウ). 6 本指針では被害児童生徒の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず、関係がこじれてしまう恐れがあると判断したときは、その関係を修復するためコーディネーターを派遣することが考えられるとしているが、コーディネーターは、事故発生直後から学校に配置されるべきである。なぜならば、学校と被害児童生徒やその保護者では、事故対応の観点の優先度が異なるため、事故発生直後から、双方のコミュニケーションはとりにくく、関係がこじれてしまう恐れが多分にあるからである。

1. (ウ). 7 そもそも学校の職員は、通常の学校業務を行うために必要な人員しか配置されておらず、またほとんどの職員は、重大事故の事後対応を経験したことがない。そのため、学校の職員が学校を運営しながら被害児童生徒の保護者等とのコミュニケーションをはじめとする事故対応を適切に行うことはほとんど不可能である。一方、重大な学校事故に遭遇した被害児童生徒やその保護者は心的に著しく不安定になり、冷静な判断を下すことが困難な状況に陥っている。このような両者の間に立ち、良好な関係を築けるようなコミュニケーションを図ることは極めて困難な業務となる。

1. (ウ). 8 それ故、コーディネーターは一人では対応しきれない。最低でも、被害児童生徒やその保護者の支援を行う者、学校の支援を行う者、全体のコーディネートを行う者、さらに加害者等がいる場合はその支援を行う者が必要になってくるであろう。つまり、コーディネーターは個人ではなくチームとして配置されるべきだと考える。そのさい、被害児童生徒やその保護者との窓口担当者は、「中立・公正な」コーディネーターの一員でありながらも、被害児童生徒やその保護者の支援と権利保障を第一に考え動くアドボケイターであることが求められる。

1. (ウ). 9 学校事故の問題は、事故そのものに関する問題と、事故発生後、学校や行政がその事故にどのように対応してきたかという問題に分けられる。その中で、事故発生後、学校や行政がその事故にどのように対応してきたかという問題に密接にかかわるのがコーディネーターである。それ故、学校事故の現場対応を指導するコーディネーターの仕事は極めて重要である。

1. (ウ). 10 しかし、現段階では具体的にどのような問題が発生し、どのような手法で問題を解決していけばよいかについて全く未知数であり、被害児童生徒やその保護者等は、コーディネーターの働きに、大きな期待と同時に不安や懸念を持っている。

1. (ウ). 11 それ故、本指針の中に、コーディネーターの働きに関する具体的指針を示すとともに、調査委員会が事故に関する報告書を提出するように、本指針に、コーディネーターが担当した学校事故に関する事後対応の報告書を作成し、それを設置者及び被害児童生徒やその保護者等に提出することを明示すべきである。それにより、事故対応の公正さを担保することが可能になる。

1. (ウ). 12 そして、コーディネーターが作成した報告書を集約・分析することによって、設置者は望ましい事後対応の具体的な指針を作ることが可能になり、コーディネーターの仕事の質を向上させることができるようになる。

1. (ウ). 13 また、詳細調査の報告書やコーディネーターの報告書は、国に対しても送られるべきである。国はそれらの報告書を基に、適切な学校事故対応を実現するための環境整備を行うことが求められる。

2. 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に示された取組の考え方と整合性がある新しい「子どもの自殺が起きた時の事故対応の指針」を作成するとともに、背景調査における事実調査の手法、事実評価の方法等について具体的指針を示すこと

- 2.1 これまで文部科学省は、児童生徒の自殺に関して、以下の報告、通知、指針等を出してきた。
- (ア) 2007（平成 19）年 3 月「子どもの自殺予防のための取組にむけて」（第 1 次報告）児童生徒の自殺予防に向けた検討会
 - (イ) 2009（平成 21）年 2 月「子どもの自殺予防」児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
 - (ウ) 2009（平成 21）年 3 月「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」文部科学省
 - (エ) 2010（平成 22）年 3 月「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」文部科学省
 - (オ) 2014（平成 26）年 7 月「子供に伝えたい自殺予防一学校における自殺予防教育導入の手引き」文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
 - (カ) 2011（平成 23）年 6 月「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）」文部科学省初等中等教育局長
 - (キ) 2014（平成 26）年 7 月「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
- 2.2 この中で、(ア)～(オ)は、子どもの自殺予防を目的にしたものであり、(カ)(キ)は自殺防止を目的にしている。自殺予防は「自殺の原因は特定できないが、どうすれば自殺を防ぐことができるか」という考え方であるのに対して、自殺防止は「自殺に至る原因をはっきりさせ、それをなくすことで自殺を防ぐ」という考え方である。
- 2.3 自殺は亡くなった人の個性（精神的側面）と背景（環境）の相互作用で起こる。子どもの自殺も同様である。
- 2.4 日本の社会では自殺や自殺をした人への偏見や無理解が数多くある。そのため自殺した子供の保護者が自殺であることを公表することに戸惑いや抵抗感、ためらいや恥の思いを持ち、自殺の背景が公表されにくい傾向がある。
- 2.5 それに加え、自殺が発生すると学校や行政は事態の鎮静化を優先するため、自殺の背景を明らかにすることに強い抵抗を示してきた。（特にいじめやパワハラ等、学校内に自殺の原因があると考えられる場合）その結果、子どもの自殺の背景が明らかにされることはほとんどなく、子どもの自殺の多くは原因不明とされてきた。（文部科学省の小中高校生の自殺統計より）
- 2.6 そのような状況下で子どもの自殺を防ぐ取り組みを行うためには、精神科医やカウンセラー等による自殺した子どもの個性（精神的側面）に着目する精神医学的アプローチしか手段がなかった。

- 2.7 そのアプローチによって作られた上記（ア）～（オ）の通知、手引き、指針等に示された子どもの自殺についての基本的考えは「子どもの自殺の背景にはいじめをはじめとするストレスばかりでなく、家庭の問題、性格傾向、衝動性、こころの病等が複雑に関連しあって自殺の危険が生じるとされている。それ故、直接の契機となった事柄を自殺の唯一の原因ととらえるのではなく、それまでにあったストレス、家庭の問題、性格傾向、衝動性、こころの病等の問題を深く探っていく姿勢がなければ、自殺に追い込まれた心理の解明も、その予防もできない」というものである。
- 2.8 その考え方を受けて、冊子「子どもの自殺予防のための取組にむけて（第1次報告）」では、自殺予防を、未然防止の取組（現時点で直ちに自殺の危険がせまっているわけではないが、その原因等を事前に取り除き自殺を予防することを目指す。自殺防止教育等も含まれる）、危機対応の取組（今まさにおこりつつある自殺の危険を早期に発見して、自殺の発生を防ごうとすること）、事後対応の取組（不幸にして自殺が発生してしまった場合に他者に及ぼす心理的影響を可能な限り少なくするためのケア全般を意味している）の3段階の取組で行おうとしている。
- 2.9 2010（平成22）年3月文部科学省から出された「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」もその考えに基づいたものであり、冊子「子どもの自殺予防のための取組にむけて（第1次報告）」に示された事後対応の取組に示された通り、自殺の発生が他者に及ぼす心理的影響をできるかぎり軽減することに重点を置き、自殺の背景を明らかにすることには重きを置いていない。
- 2.10 しかし、上記（ア）～（オ）の通知、手引き、指針等に示された子どもの自殺に対する基本的考え方、事後対応の方針の基になった子どもの自殺事例の中には、今問題になっているいじめ自殺や教師のパワハラによる自殺（指導死）は想定されているであろうか。
- 2.11 精神科医やカウンセラー等が知りえる子どもの自殺事例は、自殺が発生する前に通院歴がある場合か、自殺に至る背景が明らかになっている（心理学的剖検が可能になる）場合である。
- 2.12 今問題になっているいじめ自殺や、教師のパワハラによる自殺（指導死等）は自殺以前に病院等への通院歴がほとんどなく、前述したように自殺に至る背景もほとんど明らかになっていない。そのため、精神科医による心理学的剖検も行えていない。
- 2.13 つまり、精神医学の視点からとらえた子どもの自殺には、今問題になっているいじめ自殺や、教師のパワハラによる自殺（指導死等）の多くは含まれていないのである。
- 2.14 上記（ア）～（オ）の通知、手引き、指針等のうち、2009（平成21）年に出された、「子どもの自殺予防」の中に「自殺の危険の高い子どもへの対応事例」として以下の6つの事例が示されている。

- 事例 1：長男の事故死が家族全体に影響を及ぼし、次男にも自殺の危険が迫った例（9 歳 小学 4 年生 男）
- 事例 2：脱毛から不登校になり自殺願望が高まった女生徒に学級担任が関わった例（13 歳 中学 2 年生 女）
- 事例 3：父親の死と友達関係で苦しんだ生徒に部活の顧問が関わったものの、大学入試後に既遂自殺に終わった例（関わりを持ち始めた時点の年齢 13 歳 中学 2 年生 女）
- 事例 4：事故が起きかねない状況で登校した生徒に気づいた教師と保護者が協力して対応した例（16 歳 高校 2 年生 女）
- 事例 5：自殺の危険が高く、教師、保護者、医療従事者ともに対応に困難を覚えながらも危機を乗り越えていった例（16 歳 高校 1 年生 男）
- 事例 6：典型的なうつ病を発病したものの、家庭、学校、病院の連携で卒業を果たした高校生の例（18 歳 高校 3 年生 男）

- 2.15 たしかに、ここに示された事例では「子どもの自殺はさまざまな原因が複雑に絡まりあって発生する現象である」という考えは妥当であると言える。
- 2.16 しかし、この中には今問題になっているいじめ自殺や教師のパワハラによる自殺（指導死）の例、つまり（普通の）子どもがその環境に置かれると自殺に追い込まれてしまうような、危険な環境が原因となって発生した自殺の例は含まれていない。
- 2.17 つまり、2010（平成 22 年）3 月の文部科学省「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」を含む上記（ア）～（オ）の通知、手引き、指針等はさまざまな原因が複雑に絡まりあって発生した子どもの自殺、言い換えればその自殺の背景に（普通の）子どもがその環境に置かれると自殺に追い込まれてしまうような危険な環境はなかったと考えられる自殺に対応したものであり、今問題になっているいじめ自殺や教師のパワハラによる自殺（指導死）等、（普通の）子どもがその環境に置かれると自殺に追い込まれてしまうような危険な環境が原因となって発生したと考えられる自殺をその対象とはしていない。
- 2.18 いじめ自殺や教師のパワハラによる自殺（指導死）等、（普通の）子どもがその環境に置かれると自殺に追い込まれてしまうような危険な環境が原因となって発生した自殺については、2009（平成 21）年 2 月に児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議から出された「子どもの自殺予防」の中では、「時にはいじめが唯一の原因となって生じる自殺もあり、そのような場合は慎重にかつ徹底的に事実関係を調べる必要があります」と言及しているのみである。
- 2.19 しかし、1986（昭和 61）年の中野区立中学校いじめ自殺事件以降、1994（平成 6）年に発生した西尾市立中学校いじめ自殺事件、2005（平成 17）年に発生した滝川市立小学校いじめ自殺事件、2006（平成 18）年に発生した筑前町立中学校いじめ自殺事件等々、多くのいじめ自殺事件が報道され、併せて自殺であることが明白であるにもかかわらず、文部科学省には事故として報告され

ていることが明らかになり、文部科学省の自殺統計が実態を反映していないことが問題になった。

- 2.20 このことをふまえて、2009（平成 21）年の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」では、「実態把握のための体制の整備が最も重要な緊急の課題である」として挙げられている。
- 2.21 その中で、2011（平成 23）年 6 月に「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）」が出された。
- 2.22 さらに、同年に発生した大津市立中学校いじめ自殺事件では、マスコミ報道を通して、自殺の背景を明らかにしようとする学校の姿勢が批判され、再発防止や遺族の知る権利、社会的信頼の回復等の観点から、自殺の背景を明らかにすべきだという声が高まり、各地で自殺の背景を調査するための第三者委員会が設置されるようになった。
- 2.23 また 2013（平成 25）年に成立した「いじめ防止対策推進法」によって、自殺の背景にいじめが疑われる事案では、事実関係の調査が法律的に義務づけられることになった。
- 2.24 さらに 2014（平成 26）年 7 月には、2011（平成 23）年から行われてきた背景調査施策における課題を踏まえ、かつ「いじめ防止対策推進法」と整合性を持たせた「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」が出された。
- 2.25 そこでは、背景調査の目的の一つに自殺防止が位置づけられている。自殺防止は、子どもを自殺に追い詰めた原因を明らかにし、その原因に対する対策を講じることで、自殺を減らしていこうという考え方である。もし、事件が起こった学校内に、（普通の）子どもがその環境に置かれると自殺に追い込まれてしまうような危険な環境が存在した可能性があるなら、その危険な環境を明らかにし、その危険な環境に対処することによって自殺の再発を防ごうとする取り組みであり、それを調査の目的に位置づけたということである。
- 2.26 このことは、過労自殺において、労災の認定基準を明らかにし、それによって過労自殺を防いでいこうとするアプローチと同じである。
- 2.27 どんな事故であれ、その事故に対する実効性のある具体的な再発防止策を作るためには、その事故の詳細な事実調査が必須の条件であることは自明の理である。また、詳細な事実調査は再発防止策の構築だけでなく、その事故に関する多くの課題に対応するためにも欠くべからざるものである。
- 2.28 前述したように、2009（平成 21）年 2 月に出された「子どもの自殺予防」も、「時にはいじめが唯一の原因となって生じる自殺もあり、そのような場合は慎重にかつ徹底的に事実関係を調べる必要があります」と事実解明の必要性を指摘している。

- 2.29 そもそも、ある子どもの自殺が、多くの原因が複雑に絡み合っ発生した現象か、唯一の原因によって発生した（その原因に影響を与えた要因は複数あるかもしれないが）現象かは、事実関係を詳細に調査しなければ判断できない。
- 2.30 また、前述したように「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」では、児童生徒の自殺が起こった場合には、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、背景調査の実施が求められている。また、児童生徒の自殺がいじめにより生じた疑いがある場合には、事実関係の調査が法律上義務づけられている。
- 2.31 しかし、文部科学省から示された上記（ア）～（オ）の通知、手引き、指針等で示された子どもの自殺が発生した時の対処法は、自殺の発生が他者に及ぼす心理的影響をできるかぎり軽減することに重点を置き、自殺の背景を明らかにすることには重きを置いていない。
- 2.32 また、背景調査においても、依然として、自殺はさまざまな原因が複雑に絡み合っ起こる現象である故、自殺の原因を一つに特定することはできないという観点を基本認識としている。
- 2.33 この考え方は、自殺が発生した時、事態の鎮静化を優先する学校・行政にとって都合がよいため、広く取り入れられてきたと言わざるを得ない。
- 2.34 そして、学校が（ア）～（オ）の通知、手引き、指針等に示された子どもの自殺についての基本的考え方や対応方針を、発生した児童生徒の自殺事案に都合よく当てはめようとしてきたことで、さまざまな問題が発生している。以下にその例を示す。

2.34.1 「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」にある「遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重しますが、学校が”嘘をつく”と子どもや親の信頼を失いかねませんから、『家庭からは〇〇と聞いています』という表現に留めるなど工夫してください。子どもが自殺であることを知ってしまった場合は対応が難しくなります。引き続き遺族と話し合いを続けてください。」という記述による影響

2.34.1.1 上の記述は、保護者が事故死として扱うという意向を持っていれば、自殺を事故もしくは自殺かどうか不明（変死）として扱う。そして、そのように扱えば生徒の対応も簡単になるので、その保護者と話し合っどどのように公表するのか決めてください、と解釈できる。

2.34.1.2 過去、多くの自殺事件が事故死（自殺かどうかわからない）として文部科学省に報告されている。その結果、文部科学省統計の自殺者数は警察庁統計の自殺者数と比較して少なく、子どもの自殺の実態を反映していない。

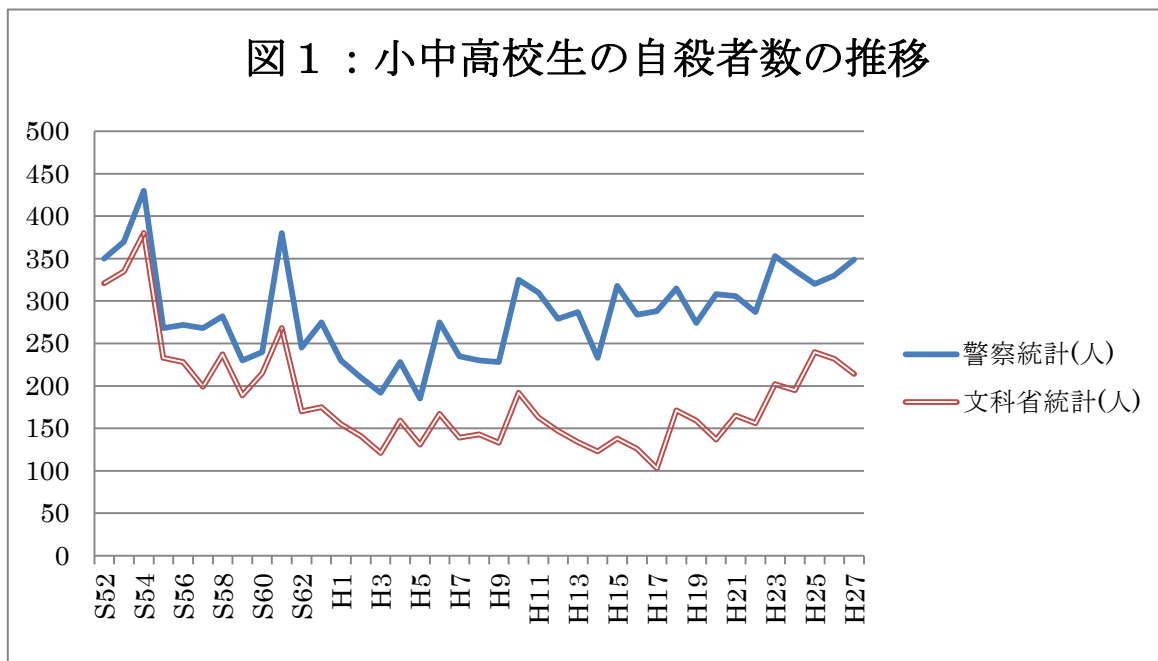
2.34.1.3 わが子に自殺された直後の保護者は気持ちが動転し、冷静な判断が下せる状態ではない。加えて日本の社会では自殺や自殺をした人への偏見や無理解が数多くあり、自殺した子どもの保護者は自殺であることを公表することに戸惑いや抵抗感、ためらいや恥の思いを持つ。

2.34.1.4 そのため、自殺が発生した直後、学校から「自殺であることを公表すると、子どもが動揺し不測の事態が起こるかもわからないので、できれば子どもに『事故であった（自殺かどうか分からない）』と説明したい」と持ちかけられれば、多くの保護者は了解してしまうであろう。

2.34.1.5 学校は、保護者から子どもたちに自殺を事故（自殺かどうか分からない）として説明することの了解を得たなら、その保護者の意向を理由に、事故報告書にも事故死（自殺かどうか分からない）と記載してきた。自殺かどうか分からなければ、自殺の背景を調べる必要がなくなり、事態を鎮静化することが簡単になるからである。

2.34.1.6 この手法は保護者の知る権利や再発防止策の構築、さらには学校の社会的信頼を保つうえで、大きなマイナスであることは言うまでもない。

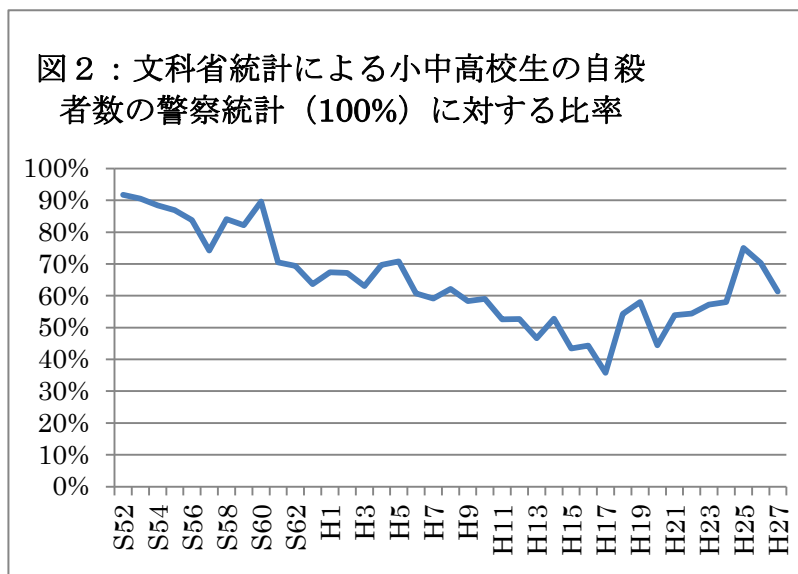
2.34.1.7 この問題は平成 12 年 12 月に NHK で放映された「追跡！真相ファイル『”消えた”子どもの自殺』』という番組で大きく取り上げられ、問題視された。



2.34.1.8 図 1 は文部科学省統計と警察庁統計が示す小中高校生の自殺者数の推移である。

2.34.1.9 図1によれば、小中高校生の自殺者数は警察統計では、1977（昭和52）～1992（平成4）年にかけていったん減少したものの（年による変動はあるが）、その後増加し続けている。一方文部科学省の統計では、1977（昭和52）年～1992（平成4）年頃にかけていったん減少し、その後2005（平成17）年頃まではほぼ一定の値になり、2006（平成18）年以降増加している。

2.34.1.10 図2は、図1に示した警察庁統計の値を100%とした時の文部科学省統計の値の比率の推移を表している。



2.34.1.11 図2によれば、警察庁統計の値を100%とした時の文部科学省統計の値の比率は、1977（昭和52）年当時9割であったものが2005（平成17）年には4割程度まで減少している。そして、2006（平成18）年以後増加し2015（平成27）年頃には約7割程度になっている。しかし、まだ1977（昭和52）年当時の水準には戻っていない。

2.34.1.12 過去、学校は多くの子どもの自殺を事故（自殺かどうか分からない）として扱ってきた。その理由は前述したとおり、自殺かどうか分からなければ、自殺の背景を調べる必要がなくなり、事態を鎮静化することが簡単になるからである。

2.34.1.13 2006（平成18）年、数々のいじめ自殺事件が報道され、学校がこれらの事件を自殺として認めないことが問題にされたことから、国（文部科学省）は、事件を正確に報告するよう各教育委員会と学校（国立、私立も含め）に指導を行った。

- 2.34.1.14 その後 2011（平成 23）年に背景調査の指針が出されたこと、2013（平成 25）年は大津のいじめ自殺事件後多くの第三者委員会が作られるようになった年であることを考えれば、図 2 に示された警察庁統計の値を 100%とした時の文部科学省統計の値の比率の変動は興味深い。
- 2.34.1.15 また、2014（平成 26）年 7 月に出された「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」の「はじめに」という章に「事後対応については、現場におけるノウハウの蓄積が進んできていましたが、調査に関してはまだ手探りの状態であるため、平成 23 年の指針では、今までよりも…」という記述がある。
- 2.34.1.16 この記述内容と図 2 に示された警察庁統計の値を 100%とした時の文部科学省統計の値の比率の変動を合わせて考えると、学校は 1977（昭和 52）年頃～2005（平成 17）年頃までの間に、子どもの自殺が発生すると事態を鎮静化するため、自殺を事故（自殺かどうかわからない）として扱うという手法を事後対応のノウハウとして蓄積していったと考えられる。
- 2.34.1.17 この鎮静化のための手法の背景には、警察庁の自殺統計の取り方にある。警察庁の統計では遺書のない自殺、死亡後 24 時間以上経って発見されたものは自殺とせず、変死（犯罪死ではない）として扱う傾向がある。そのため、WHO は自殺者数を実態に近づけるため、変死者の半数を自殺者数として加算すべきだとの意見を出している。このことは、警察の自殺統計も完全に自殺の実態を表しているわけではないということを示している。
- 2.34.1.18 現に本会にも、子どもの死が明らかに自殺であるにもかかわらず、検死に立ち会った警察官との話で病死としてあつかったという報告が寄せられている。
- 2.34.1.19 たとえ遺族から「子どもの死が自殺であることを伏せてほしい」との要望があろうとも、事故報告書では、少なくとも警察が自殺であると判断したものはすべて自殺として扱うべきである。そして、子どもたちへの公表に際しても、そのことによって事後対応が難しくなろうとも、警察の判断を踏まえた客観的で合理的な判断に沿って行われるべきである。
- 2.34.1.20 以上述べたように「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」にある「遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重しますが、学校が”嘘をつく”と子どもや親の信頼を失いかねませんから、『家庭からは〇〇と聞いています』という表現に留めるなど工夫してください。子どもが自殺であることを知ってしまった場合は対応が難しくなります。引き続き遺族と話し合いを続けてください。」という記述は、自殺の実態解明に大きな支障を与えていると考えられる。

2.34.2 自殺の背景調査を行う第三者委員会の事実の評価方法について

- 2.34.2.1 児童生徒の自殺が発生した場合、学校による基本調査に続き、第三者委員会が設置され詳細な背景調査が行われることが多い。
- 2.34.2.2 背景調査の目的の一つは、自殺防止である。背景調査による自殺防止の考え方は、子どもが自殺に追い込まれるような危険な原因を明らかにし、その原因に対処することで自殺を減らそうという考え方である。
- 2.34.2.3 背景調査で最も重要なことは事実解明である。十分な事実解明がなければ、いかなる考察も実態を反映せず、無意味なものになる。事後対応に際して、事実を明らかにすることは最重要の課題であることを確認し、その考えに沿って徹底した事実解明が行われるべきである。
- 2.34.2.4 次に、明らかになった事実から自殺の原因を考察するわけだが、この時最初から「子どもの自殺はさまざまな原因からなる複雑な現象である」という考えを事実当てはめ、自殺の原因について考察をしている報告書が見られる。(滝沢市立中学校生徒のいじめに関する第三者調査委員会報告書等)
- 2.34.2.5 しかし、前述したとおり「子どもの自殺はさまざまな原因からなる複雑な現象である」という考えは、(普通の)子どもがその環境に置かれると自殺に追い込まれてしまうような危険な環境が原因となって発生したと考えられる自殺をその対象とはしていない。
- 2.34.2.6 それ故、明らかになった事実に対し、最初から「子どもの自殺はさまざまな原因からなる複雑な現象である」という考えを当てはめることは、結果的に、危険な環境が原因となって発生したと考えられる自殺を予め排除することになり、背景調査の評価方法として不適切である。
- 2.34.2.7 また、最初から「子どもの自殺はさまざまな原因からなる複雑な現象である」という考え方をういて事実の評価を行うと、子どもの周りにおけるいじめや教師によるパワハラ等、危険な環境の存在やその危険性が曖昧になってしまう。その意味でも最初から「子どもの自殺はさまざまな原因からなる複雑な現象である」という考え方をういて事実の評価を行うことは、背景調査の評価方法として不適切である。

2.34.2.8 背景調査における事実評価では、まずは明らかになった事実から自殺の要因と考えられるものを見つけ出し、その要因の中に自殺の原因となっているものがないか検討すべきである。つまり事実解明によって見つかった要因が要因に留まるのか、自殺の原因となっているのかきちんと評価すべきである。

2.34.2.9 事実解明によって見つかった要因の中に自殺の原因と考えられる環境が見つからない場合、あるいは、自殺の原因と考えられる環境は見つかったが、その環境のみで自殺に追い込まれたとは考えにくい場合に、初めて見つかった要因に対し「子どもの自殺はさまざまな原因からなる複雑な現象である」という考えを当てはめ考察すべきである。

2.34.2.10 ある環境が自殺の原因となりうるか（子どもを自殺に追い込むのに十分であるか）どうかについて、その判断の基になる資料は今はない。第三者委員会による自殺の背景調査の報告書を基に心理学的剖検を行い、その資料を蓄積することで、環境と自殺の疫学的因果関係が明らかになり、より適切な判断が可能になるであろう。

2.34.2.11 そのためにも、自殺の背景の徹底した説明が必要である。

2.34.2.12 十分な事実解明が行われないうちに、「子どもの自殺はさまざまな原因からなる複雑な現象である」という考えを当てはめて自殺の原因を考察することは、実態と異なる結果を導く危険性がある。特に、いじめや教師のパワハラ等、危険な環境が子どもの自殺の原因になった疑いがある事案では、事実解明が十分であったかどうか、慎重に検討されねばならない。

2.34.2.13 事実解明が不十分であると思われる場合は、そのことを明記した上で、さまざまな可能性について考察すべきである。

2.34.2.14 また、自殺の原因に関する考察は、調査によって明らかになった事実によって裏付けられた要因に限定すべきである。考察に際して自殺の要因に関する一般論を持ち込むことは、事実の評価を曖昧にしてしまう危険性があるからである。

2.34.2.15 背景調査において、事実調査の手法、事実評価の方法等について国レベルでの研究がすすめられ、その手引きが作られることを強く要望する。

2.34.3 自殺の背景調査において、「児童生徒に二次被害の恐れがあるので、話を聞くことができない」との主張について

- 2.34.3.1 たしかに、自殺事件が発生すると、亡くなった子どもと近い関係にあった児童生徒の動揺は激しく、何らかの二次被害が発生するリスクも高くなるであろう。しかし、それを理由に、子どもからの聞き取り等ができないと結論づけることは疑問である。
- 2.34.3.2 事件について話すことは、話し手（児童生徒）にとって事件との向き合い方を模索する行為である。従って、二次被害が発生する可能性があるから話を聞けないとすることは、話し手（児童生徒）の回復の機会を奪うことに他ならない。
- 2.34.3.3 そもそもカウンセリングとは、クライアントが自分に起こった事柄にどう向き合えばよいのか悩んだときに、そのクライアントが自分なりの向き合い方を見つけることを支援する行為である。カウンセラーが「二次被害の恐れがあるので、話を聞くことができない」と主張することは、自らの仕事を否定することではなかろうか。
- 2.34.3.4 2006（平成 18）年に発生した福岡県筑前町立中学校いじめ自殺事件の際に設置された調査委員会は「生徒たちへのアンケートは、事実関係を明確にするために、できるだけ厳密に行う必要がある。しかし、『からかい』や『冷やかし』等を含めた『いじめ』に関する質問はできなかった。それは、そのアンケートが生徒たちに PTSD（外傷後ストレス障害）等の二次的問題を引き起こさないように慎重な配慮をせざるを得なかったためであり、同様の理由で聞き取りもできなかった」という理由で、子どもたちへの直接の調査は行わなかった。
- 2.34.3.5 しかし、この事件で、警察は事件に関係した生徒の事情聴取を行い、3 人を送検し 2 人を児童相談所に通告した。
- 2.34.3.6 調査委員会では聞き取りはできないとしたのに対して、警察は関係した生徒からの聞き取りを実施しているが、この違いは何であろうか？
- 2.34.3.7 この調査委員会では、『からかい』や『冷やかし』等の蓄積が『いじめ』に相当するものであり、それが自殺の大きな要因の一つになった」と判断したのだが、子どもにこの件について話すことができないのなら、この結論をもとに子どもたちに指導することも不可能になる。これは明らかにおかしいことである。
- 2.34.3.8 実際、この度の「学校事故対応に関する指針」では、基本調査や詳細調査において関係児童生徒からの聞き取りを行うことができるとしている。

- 2.34.3.9 たとえば、部活動中、キャプテンの指示でランニングを行っていた際、ある部員が熱中症になり、対応が遅れたため死亡してしまったでしょう。
- 2.34.3.10 事故によりキャプテンは大変動揺するため、二次被害が発生する可能性も考えられる。しかし、それを理由にキャプテンからの聞き取りは行われたい、という事態は考えにくい。
- 2.34.3.11 たとえキャプテンの動揺が激しくとも、適切なサポートの下、時間をかけてでも聞き取りは行われるであろう。
- 2.34.3.12 同時に、聞き取りを行うことは、キャプテンの回復にとっても必要な行為なのである。
- 2.34.3.13 このことを取ってみても、自殺事案に限って、二次被害の発生を理由に、子どもたちからの聞き取りが制限されることは、誤りであると考えられる。
- 2.35 上で述べたように「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」や「いじめ防止対策推進法」の中に示されている児童生徒の自殺の背景にある事実関係を明らかにしていこうという事後対応の考え方と、「子どもの自殺予防のための取組にむけて（第1次報告）」「子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」に示されている子どもの自殺が発生したときの事後対応の考え方が異なっており、そのことにより自殺が発生した学校現場での対応に混乱が生ずることは明かである。
- 2.36 前述したように「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」では、児童生徒の自殺が起こった場合には、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、背景調査の実施が求められている。また、児童生徒の自殺がいじめにより生じた疑いがある場合には、事実関係の調査が法律上義務づけられている。
- 2.37 早急に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」示された取組の考え方と整合性がある新しい「子どもの自殺が起きた時の事故対応の指針」を作成するとともに、背景調査における事実調査の手法、事実評価の方法等についても具体的指針を示すことを要望する。
- 2.38 なお、子どもの自殺事件はさまざまな学校事故・事件のひとつに過ぎない。それ故、新しく作られるべき「子どもの自殺が起きた時の事故対応の指針」は、今回出された「学校事故対応に関する指針」とも整合性を持つことが必要である。同時に、今回本会から「学校事故対応に関する指針」に対して要望した内容が盛り込まれることを要望する。

2.39 本会としては、特に次の二点が盛り込まれることを改めて強く要望する。

- ・ 「事実と明らかにし、明らかになった事実に誠実に対応する」という事故対応の基本理念を明示すること
- ・ 被害児童生徒やその保護者等を支援し、その権利を保障すること。中でも被害児童生徒やその保護者等の事実を知る権利を手厚く保障すること。

3. おわりに

- 3.1 学校事故・事件の事後対応に関して、さまざまな問題が発生しているのは、日本の学校教育制度の中に、学校事故・事件が発生した際、その事故・事件に対して適切に対応するための制度（リスクマネジメントのしくみ）がなかったためである。また、国をはじめとする教育行政や学校現場の中に、発生した学校事故・事件に関わる事実を明らかにし、再発を防止しようとする姿勢と努力がなかったためである。
- 3.2 そして、国が事故・事件に対して適切に対応するための制度を整備しないまま、事後対応を設置者責任としてきたために、学校や教育委員会は、事故が発生するたびに自己保身と事態の鎮静化に終始せざるを得なかった。
- 3.3 その問題を指摘し続けてきたのは、学校関係者ではなく学校事故・事件の被害者・遺族達である。
- 3.4 かつては、被害者・遺族は、学校関係者の事実の隠蔽や沈静化の動きによって、傷つき、孤立し、声を上げることができなかった。しかし近年、被害者・遺族が互いに連絡を取り合い、助け合いながら事後対応の在り方について声を上げ始めた。学校事故・事件が今後も発生し続ける限り、その声は益々大きくなるだろう。
- 3.5 学校事故・事件を防止するための具体的で有効な方策を作るためには、一つひとつの学校事故・事件についての徹底した事実解明が必要であることは自明の理である。つまり、事故・事件の事実解明と再発防止は一体のものなのである。
- 3.6 学校事故・事件に関するさまざまな問題を改善するためには、早急に事実解明と事実への誠実な対応を基本理念とした学校事故・事件の事後対応の指針とそれを実現する環境を整備する必要がある。
- 3.7 学校保健安全法第3条の2にも述べられているとおり、これらは国の責務である。

以上